

第174号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



## 目次

1. 事業場での健康管理等について
2. 新聞記事等から  
「日本で治療続けたい」難病のネパール人少女、  
<外国人技能実習>来日費用100万円、足かせ 滞る返済  
留学生、日本語学校提訴 学費稼げず滞納「退学は不当」佐賀地裁  
留学生に「内定保証」をうたう就職支援会社が返金に応じない  
“食べ物”にされる実習生 セクハラ、パワハラ、賃金未払い...  
日系4世の若者に日本就労の新制度導入へ 法務省方針
3. Drifting too far - 42 「痛み」～ ひねくれ者のこころ
4. Drifting too far - 43 入院生活から - 6
5. 本の紹介 法然 井上洋治著、日本仏教を変えた 法然の先鋭性 根津茂著
6. 今月の言葉

## 事業場での健康管理等について

人生80歳の時代となっても当然自分の健康管理が出来なければこれも他人事の話しとなってしまいます。サラリーマンであれば定年までは会社が健康診断や人間ドックなど法令に基づいて最低限度のことはしますが、やはり自己管理が出来なければ健康に問題を抱えてしまいます。問題が無い手前の肥満や高脂血症など成人病予備軍はかなり低い年齢まで広がっていると言われていいます。わが子供の一人も当にそうした状況にあり、注意しても馬耳東風です。そういう私自身もサラリーマン時代は毎年人間ドックに行き「問題なし。」の結果でしたが退職後は健康管理は一切無視した状態となりました。

しかし健康は自己管理とは言っても会社にとっては労働安全衛生法によって健康診断実施や衛生委員会の設置等健康管理体制を築く義務が課せられています。ただ法律に従ってその義務を果たせばいいだけの話ではありません。一人前の社員とするため多額の投資をしてきており、万が一病気で倒ればその費用が無駄になるだけではなく場合によっては健康管理義務違反として損害賠償請求される危険もあります。先ごろの電通の新入社員の過労による自殺の例もあります。また労災事故であっても労災保険からの給付だけでは済まずやはり損害賠償請求という危険があります。しかしこの辺りへの配慮特に健康管理についての理解が足りないところがあるように感じますので簡単にこの辺りのことを見ていきます。

### 【健康管理義務に対する損害賠償義務】

まず損害賠償請求については、民法第709条には次のように定められています。

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによ

って生じた損害を賠償する責任を負う。

この規定は私たちの生活全般にわたるものですが、労働者を使用するときにも当然適用されることをしっかり認識しておき必要があります。この規定と関連して労働契約法第 5 条は労働者を使用する雇用主には安全配慮義務が課せられていると定めています。

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

労働契約を結んだ後の具体的な事項は労働安全衛生法に罰則付きで細かく定められており、その目的が第 1 条で次のように宣言されています。

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

以上のことから、社員の健康管理がしっかりなされていなければ民法第 709 条に基づく損害賠償請求の可能性も否定できません。労災事故や過労死など大きな問題を離れても定期健康診断後の措置またうつ病罹患者への対応を誤れば当然こうした問題も発生します。当然会社がどの程度行なったかまた労働者が自己管理また会社の指示にどの程度従ったか否か等の観点から過失相殺と言う問題も出てきます。ただこうしたことへの対応は危機管理といった視点からではなく、企業の存続発展は社員の働き方に係っているとの視点からの対応が望まれます。

### 【労働安全衛生法の定める 3 つの義務】

作業環境管理 (第 65 条 1 項)	・ 事務所の場合、二酸化炭素等の測定を原則 2 か月に 1 回実施。 ただし変化が無い場合には、3 月～5 月、9 月～11 月、6 月～8 月、 12 月～2 月までの期間毎に 1 回の測定とすることができる。 (6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)
作業管理 (第 65 条の 3)	・ 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切 に管理するように努めなければならない。
健康管理 (第 66 条) (第 65 条の 6) (第 66 条の 4) (第 65 条の 5) (第 66 条の 10)	・ 雇入れ時、定期健康診断、特定業務従事者健康診断の実施。 ・ 健康診断結果の通知義務。 (上記 2 条について 50 万円以下の罰金) ・ 異常所見のある者について健康保持のための医師からの意見聴取。 ・ その結果、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換、労働時間 の短縮、深夜業の回数の減少等の措置、また、作業環境測定の実施、 施設の整備、医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措 置を講じなければならない。 ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施する必要がある。

### 【健康診断に関する事項】

健康診断については問題なく行われていると考えられますが、健診結果がチェックすることも無く放置されていることが多いのではないのでしょうか。人材にゆとりのある企業であれば保健師や衛生管理者がチェックを行い異常所見者についてはフォローがなされているはずですが、しかしそのような企業であっても問題は発生します。私の経験として、ある事業場で亡くなった人の話しを聞き、保健師さんにその人の健康診断の結果表を送ってもらおうと、毎年 10Kg 近く体重が減少していました。保健師さんに指導経過について聞くと、大酒のみでいくら指導しても言うこと

を聞かず、最後は本人から食事ができないとの相談があり人間ドックを受けさせた結果、食道がんの末期であることが分かったとのことでした。事業場長から指導させたのかと聞くと、事業場長はそうしたことに関心が無い人でこれまでも同じような例があったとのことでした。班編成で仕事をしていると長期欠勤者が一名出れば仕事に差し障りが出てくるため事業場の売上げのことしか考えられなかったのかかもしれません。また労災事故の例では、空中作業車で作業をしている若者に、安全管理者が安全帯を見せるように言うと、安全帯はしていてもフックを掛けていないことが分かり、上と下とで言い争いがありました。その翌日その若者は前日の指示を守らず作業中に空中作業車から落ちて怪我をしました。これら二つの事例は会社はそれなりに安全配慮義務を果たせていたかもしれませんが、一つの命を守ると言った面からみると、前者では事業場長として医師の診断を指示し許可があるまで就業禁止の措置が、後者では一定期間就業禁止の懲戒も必要ではないかと考えられます。

健康診断の一連の流れから会社が行なわなければならない事を見ていくと次のようになります。

- (1) 健診結果表の労働者への配布。
- (2) 異常所見のある者については健康診断実施日から3か月以内に医師の意見を聞き健康診断個人票に記録。
- (3) 特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては医師又は保健師による保健指導の実施が努力義務とされている。

特に(3)の問題のある労働者に対しての指導は努力義務であるため必ずしも実施する必要はないとは言え、少なくとも衛生管理者若しくは担当者からの指導は義務と考えなければ健康管理義務違反の責任は免れないのではないのでしょうか。

## 新聞記事等から

**「日本で治療続けたい」難病のネパール人少女、就労可能資格申請 寄付頼みの苦境打開へ**  
河北新法 onlin news 2017年11月17日 金曜日



在留資格の変更許可を申請したアバさん(右)と父親のアルンさん

先天性の腸の重病で2007年に来日し、東北大病院(仙台市青葉区)で治療を続けるネパール人少女が在留資格の制限などで帰国の危機に直面している問題で、少女と家族3人は16日、仙台入国管理局に現在の資格「特定活動」を「定住者」に変更するよう求める申請をした。許可されれば働くことが可能になり、寄付に頼る滞在費の枯渇を解消できるという。

少女は仙台市の高校3年ドウワディ・アバさん(18)。宮城県庁で開いた記者会見で「学校に行けるのが本当にうれしく、毎日が楽しい。日本でこれからも

生きていきたい」と流ちょうな日本語で訴えた。

父親のアルンさん(37)は「娘の治療をしながら、働いて家族の生活を自分で支えたい」と語った。

アバさんは生まれつき腸の位置が異常で、07年夏に腸捻転を起こして小腸を摘出した。それ以上の処置ができず衰弱したため、つてをたどって同病院に転院し、縫合などをやり直した。

現在は市内の高校に通いながら、自宅で毎日午後6時から翌朝午前6時まで栄養剤を点滴し、本来は小腸から吸収する栄養を補う。

治療費と家族の生活費は寄付金で賄ってきたが、残額は100万円ほどで底を突きつつある。家族の在留資格は治療や治療の付き添いに限定された「特定活動」で、就労は入管難民法で禁じられている。就労できる「定住者」への変更が認められなければ、帰国を迫られる可能性も出てくる。

来日当初から治療を担当する東北大学大学院医学系研究科の和田基準教授（小児外科）は「ネパールの医療水準では対応できない病状だ。家族の特殊な事情を酌み、日本で治療を継続させてほしい」と述べた。

#### 【寄付金の振込先は】

七十七銀行大学病院前支店、口座名「アーバちゃん基金代表林富」、口座番号5498040。

## <外国人技能実習> 来日費用100万円、足かせ 滞る返済

毎日新聞 11/24(金) 7:30 配信



強制帰国させられそうになった際に逃げ出した元技能実習生のチャンさん＝神戸市で、川平愛撮影

### 戻れない理由があったチャンさん

「絶対、帰りたくない」。ベトナムから来日した外国人技能実習生のチャン・バン・ハーさん（25）は昨年11月、実習の受け入れ団体の職員に連れてこられた岡山空港で泣きわめいた。「新しい職場に行く」と言われていたのに突然、帰国を命じられ、ベトナム語と中国語、片言の日本語で抗議して何とか逃げ出した。

戻れない理由があった。銀行と高利貸から計約100万円を借金し、母国の送り出し団体に手続き料（約75万円）と保証金（約25万円）を納めて来日したが、低賃金で返済は滞っていたからだ。

この4カ月前、広島市の食堂運営会社に受け入れられ、大阪府内の官公庁の食堂に派遣された。ただ、仕事は少なく手取りは月約1万5000円で、母国のレストランで働くよりも待遇は悪かった。

「1日だけ出張に行くぞ」と言われ、急きょ向かった長崎県内の高校の寮で、明け方から寮生の朝食を準備する勤務が2カ月続いた。ビジネスホテルから職場に通わされ、十数万円の給与から諸経費が引かれ、手取りは6万円ほどだった。

ベトナムのハロン市出身。シングルマザーで長男（7）を実家に残し、学費を稼ごうと来日。元炭鉱労働者の父親は体が弱く働けない。市場で働く母親のアルバイト代でチャンさんの長男の学費を賄っている。

借金の不安で押しつぶされそうになった。待遇の改善を求め、受け入れ団体と実習先を支援する組織に電話したが、帰国させられそうになったのは、その直後だった。「助けを求めたのになぜ帰国なのか。実習生をバカにするな」と悔しさを隠せない。

近年は中国からの実習生は減り、ベトナムやミャンマーなどからの来日が増えている。四国地方の縫製工場で実習していたミャンマーの30代の女性は残業代が時給400円。セクハラ行為も受け、職場から姿を消したが、失踪を理由に母国の家族が保証金を含めた計約100万円の賠償を求められている。

賃金不払いなどが問題化し、実習制度の適正化法が施行されたが、来日時に多額の借金を抱える実習生に職場を移る自由はない。西日本で実習する別のベトナム人女性は、受け入れ団体幹部の仕事上の接待に同席させられたこともある。この女性も約100万円の来日費用を払っており、「仕事を失うのが怖くて文句は言えなかった」と漏らした。

実習生にとって重い負担となる来日費用は、新法も規制は難しい。手続き料の報告は義務付け

られたが高額かの基準はない。保証金は2010年から禁止されているが、徴収されるケースが後を絶たない。来日費用への対応は、相手国に任せるしかないのが現状だ。

チャンさんは支援者を頼り、35万円の追加の給与を受け取ることで実習先と和解したが、来日時の借金返済のめどは立たない。「もっと日本で働かないと」。母国に残した長男の将来を案じて泣くが、就労できない短期ビザに切り替わり、帰国の時が迫っている。

### 外国人技能実習制度

途上国の外国人が来日して建設や食料品・衣服製造など77職種で技能を学ぶ制度。日本の技能を海外に伝える国際貢献が目的で、1993年に始まった。主に海外の送り出し団体が実習生を現地で募集し、日本の受け入れ団体が実習先にあっせんする。劣悪な労働を強いるケースが後を絶たず、受け入れ団体や実習先への監督を強化する実習制度の適正化法が1日に施行された。国は監督権限を持つ外国人技能実習機構を新設し、機構は受け入れ団体1971カ所（昨年末時点）と実習先4万473カ所（同）を実地検査する方針。実習先などが優良認定されれば、最長3年だった実習生の在留期間は5年に延長され、受け入れ枠も増える。

## 留学生、日本語学校提訴 学費稼げず滞納「退学は不当」 佐賀地裁

西日本新聞男子版 2017年11月21日 06時00分

佐賀県鳥栖市の日本語学校で学んでいたスリランカ人留学生の男性（30）が、半年先の学費を滞納したことを理由に退学処分とされ、精神的苦痛を受けたとして学校側に処分取り消しと慰謝料など約254万円を求めて佐賀地裁に提訴した。男性によると、学校側から「月200時間働ける」などと虚偽の説明を受け、多額の借金をして来日したが、実際は入管難民法の就労制限で週28時間しか働けず、学費が払えなくなったという。

訴状や男性によると、男性は2016年、鳥栖の学校を「母校」とするスリランカの日本語研修学校で「仕事は二つできる」「時給800円で月200時間稼げる」などと説明を受け、留学を決意。現地での仲介手数料や1年分の学費60万円などのため約150万円を借金で用立て、同年10月に来日し入校した。

男性は当初、弁当工場や運送会社で二つの仕事を掛け持ち、収入は月20万円ほど。うち、借金返済などのため10万円を母国に送金していた。今年1月からは2年目の学費として毎月3万円を学校に前払いした。ところが、3月に就労制限を超えて働いていることを入国管理局から指摘されて仕事が減り、4月以降は学費が払えなくなったという。

学校側は6月、前納分の学費の支払いが3カ月滞ったなどとして男性を退学処分にした。ただ、男性は既に11月分までの学費を払っており、佐賀地裁に地位保全を求めて仮処分を申し立てた。地裁は10月、復学を認め、男性はいったん復学したが、生活を続けることができず今月帰国した。

同校の理事長は取材に対し、「200時間働けるなどと説明するわけがない。学費の滞納のほか、学習意欲が低いなど他の学生への悪影響もあったことが退学の理由。学費を払う能力があるように偽造した書類を提出しており、こちらの方が被害者だ」と話した。

### 「就労時間説明と違う」 学校側反論「ルール話した」

「まさかこんなひどい目に遭うとは思わなかった」。日本語学校に慰謝料などを求めて提訴したスリランカ人留学生（30）は、西日本新聞の電話取材に憔悴（しょうすい）した様子で話した。労働移民は受け入れないとする日本の政策の陰で、働くための手段として「留学」を選ぶ外国人は少なくない。特に多額の借金を抱えて来日する途上国の留学生は立場が弱く、男性の行動はこうした現状に一石を投じた形だ。

男性は6月に退学処分を受けて以来、アルバイトもできなくなった。生活ができず、今月17日に帰国した。借金はまだ100万円ほど残っているが、現地では月給数万円が平均的で返済の

見込みはないという。

男性は出稼ぎ目的だったことを認め、「妻子や親に楽をさせてやれると思った」と言う。スリランカで開かれた留学前の説明会では、日本語学校の理事長から通訳を交えて説明を受けたといい「週28時間という就労制限の話は一切なかった。だまされた」と憤る。

これに対し、理事長は「週28時間のルールを守らず、日本にいられなくなった悲惨な留学生の事例を、感情を込めて説明した」と反論する。ただ、同校が提携する現地の研修学校のフェイスブックには、日本の学生ビザで仕事をしながら学んで稼げるとする「LEARN & EARN in JAPAN STUDENT VISA with 100% jobs」など誤解を招くような投稿も。理事長は「学生の募集は現地に任せており、宣伝には関与していない」と話した。

留学生政策に詳しい佐藤由利子東京工業大准教授は「日本は他国と比べて、私費留学生の募集・選抜や、正しい留学情報の発信に、十分に組み合わせておらず、制度をもっと整える必要がある」と訴えた。

= 2017/11/21 付 西日本新聞朝刊 =

## 留学生に「内定保証」をうたう就職支援会社が返金に応じない...ネパール人男性が提訴 弁護士ドットコムニュース 2017年10月31日 18時32分

外国人留学生向けに就職支援などをおこなう会社が「内定保証」をうたっておきながら、内定が成立しなかったのに、講座費の返金に応じないとして、30代のネパール人の男性が10月31日、会社を相手取り、約48万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。

訴状などによると、ネパール人男性は2014年7月、留学の在留資格で来日。知人から、仕事を紹介してくれる会社として、外国人や留学生向けに研修や就職支援サービスなどを展開している会社（東京・神田）を教えられて、2016年4月、同社の就職支援サービスに申し込んだ。約55万円を支払った。

しかし、満足のいく就職支援サービスをほとんど受けることができず、契約終了日まで内定が成立しなかった。男性はお金を返してほしいと求めたが、会社側は返金を拒否した。提訴後に会見を開いた男性は「会社を紹介してもらえと思ってお金を払った。他の人も騙されている。誰かがストップしないと、この会社はこういうことをつづけると思った」と訴えた。

原告側は、同社は（1）許可を受けていないにもかかわらず、サービスを申し込んだ留学生に対して、事実上の有料職業紹介事業おこなっている、（2）原則的に禁止されている求職者から手数料を徴収している、（3）例外的に許容された額をはるかに超える高額の手数料を徴収している

などと主張している。代理人の指宿昭一弁護士は「留学生を食い物にしている。非常に問題だ」と指摘していた。

## “食い物”にされる実習生 セクハラ、パワハラ、賃金未払い...「奴隷」批判も

2017年11月17日 14時1分 産経新聞

働きながら技術を身に付ける「外国人技能実習制度」で、11月から罰則を強化する適正化法が施行された。

制度をめぐるっては、これまでセクハラや賃金未払いなど違法行為が相次いでいる。実習生が“食い物”にされ、「人権侵害」との国際批判もある。もともと制度の趣旨は「国際貢献」であるにもかかわらず、新たな制度になっても受け入れ先が外国人を「安い労働力」として偏見的に捉える実態は変わらない。（社会部 天野健作）



## 受け入れ先から「アホ」「死ね」の暴言

「家族と離れて日本に来て、我慢してきたがつらい思い出ばかりだった」

カンボジア国籍の技能実習生だった男性（34）はこう言ううなだれた。

男性は平成26年6月に来日後、東京都内の建設会社で配管工として働き始めた。言語能力に難があり、コミュニケーションを取るのに不自由した。直後、上司から「アホ」「死ね」などの暴言を吐かれ、工具でヘルメットを思いっきりたたかれるなどの暴行を受けたという。

27年9月、現場で作業中に電気のこぎりに巻き込まれ、左手人さし指の先端を切断。事故後、受け入れ先から「金欲しさにわざと切ったのだろう」などと暴言が繰り返されたため、精神的におかしくなり、病院で鬱病と診断された。立川労働基準監督署（東京）も労災認定している。

一方、実習生の中国人の女性（44）はセクハラに悩んでいた。

4年前に来日し、茨城県の大葉農家で働き始めた。昼間は収穫作業に従事し、夜は大葉をゴムに束ねる作業をしていたが、この作業は残業ではなく「内職」として、1時間に300円の時給が支払われたただだった。農家に居住していたものの、受け入れ先の男性から身体を触られたり、入浴中に突然、男性が入ってきたりしたという。

## 2400万円の賃金未払い

パワハラやセクハラにとどまらない。賃金の未払いや違法な過重労働が横行している。

厚生労働省は今年8月、実習生の受け入れ先の監督指導状況を公表。それによると、平成28年に監督指導を実施した5672機関のうち、7割に当たる4004機関で労働基準関係法令の違反が認められたという。

特に不当に安価な賃金で実習生を酷使しているケースが多い。厚労省によると、ある受け入れ先では17人の実習生について、通常の労働時間はタイムカードで管理されていたが、残業や休日労働を別に手書きのメモで記載。その分については時給350～450円で働かせており、計約2400万円の賃金未払いがあったという。

## 悪徳ブローカーが暗躍

実習生の最大の出身国はベトナムだ。昨年末時点で約8万8千人が来日している。関係者によると、現地では日本へ渡航させるブローカーが暗躍しており、手数料名目で多額の現金を実習生に要求している。一人当たりの手数料は7千～1万ドル（77万～110万円）ともいう。

国連の「人身売買に関する特別報告者」であるジョイ・ヌゴシ・エゼイロ氏（ナイジェリア出身）は2009年夏に日本で状況調査し、翌年に国連人権理事会に次のような報告をしている。

「多くの実習生が、送り出し機関に多額の保証金を支払い、しばしば自宅を担保として追加することが求められている。過酷な状況の下、生活しながら働き続け、奴隷や強制労働に似た慣行を強いられている」

11月に施行された適正化法は国内の受け入れ先を対象としており、出身国の送り出し機関への規制は及んでいない。

制度に詳しい高井信也弁護士は「制度は目的と実態が大きく乖離（かいり）しており、国際貢献ではない。新しい制度になっても、中間搾取など構造的に変わっておらず、問題はなくなる」と話している。

「外国人技能実習の新制度」=適正化法の施行で、法務省と厚生労働省が所管する「外国人技能実習機構」が新たに設立され実習生の受け入れ先への監視を強化した。受け入れ先から出された実習計画を認定したり、実習生の相談支援を担ったりする。認定には報酬が日本人と同等であることを示す資料などが必要。受け入れ先を監査・指導する監理団体は11月1日現在、292。暴行や脅迫で労働を強制する悪質なケースには、懲役（懲役1年以上10年以下）や罰金刑（20万円以上300万円以下）が科される。

## 日系 4 世の若者に日本就労の新制度導入へ 法務省方針

小松隆次郎 朝日新聞デジタル 2017 年 10 月 19 日 05 時 06 分

法務省は、ブラジルやペルーなど海外で暮らす日系 4 世の若者が日本で就労できる新たな在留制度を導入する方針を固めた。在留資格の発給には、一定の日本語能力などの要件を設け、年間数千人規模の受け入れを想定している。同省は今後、国民から広く意見を募る「パブリックコメント」を実施。集まった意見を踏まえて年度内の導入を目指す。

自民党が国内の労働力不足対策の一環として、制度拡大を政府に求めていた。ただ、技能実習生と同様に「安価な労働力」として雇用の調整弁にされる懸念もある。

新制度では、海外に住む 18～30 歳の日系 4 世について日本で自由に働ける「特定活動」の在留資格で、最長 3 年間（1 年間ごとに更新）の滞在を認める。原則として家族は帯同できず、日本語で日常会話や読み書きができることを来日や資格更新の要件にする。

同省によると、海外で暮らす 2 世や 3 世は、現在も、「定住者」などの在留資格で、自由に働くことができる長期滞在が認められている。一方、4 世は、日本で 3 世とともに生活する未婚の未成年にしか在留が認められていない。自民党の 1 億総活躍推進本部が今年 5 月、4 世の受け入れ拡大を政府に提言していた。

同省は制度拡大の目的を、「現住国の日系人社会と日本との懸け橋になる人材育成」と説明する。だが、在留資格を持つ日系のブラジル人とペルー人はリーマン・ショック前の 2007 年末は計約 36 万 4 千人だったが、16 年末は計約 22 万 2 千人まで減少。好況時は安価な労働力として雇われ、景気が悪くなると人員整理の対象になる「雇用調整弁」になっているとの見方もある。外国人労働者の受け入れ問題に詳しい国士舘大学の鈴木江理子教授は「日系 4 世を『日本人とのつながり』を根拠に受け入れるなら、日本語能力などで制限を設けるのはおかしい。2 世や 3 世と同等に扱うべきだ」と指摘する。（小松隆次郎）

## Drifting too far - 42 「痛み」～ ひねくれ者のこころ

王は客を迎えようとしてはいつてきたが、そこに礼服をつけていないひとりの人を見て、彼に言った、『友よ、どうしてあなたは礼服をつけなくて、ここにはいつてきたのですか』。しかし、彼は黙っていた。そこで、王はそばの者たちに言った、『この者の手足をしばって、外の暗やみにほうり出せ。そこで泣き叫んだり、歯がみをしたりするであろう』。招かれる者は多いが、選ばれる者は少ない」。 マタイ 第 22 章 第 11 節～14 節

ある日曜日のミサの説教で、この部分について、「礼服を付けてない人とはキリストを受け入れない者であり、このミサに出ていればひねくれ者」との話がありました。ネットで調べてみると「王から与えられる礼服を着るように、神から与えられたキリストを自分の救い主として受け入れます。したがって、礼服を着なかった者は、神の救いをキリストなしに得ようとした人です。自分がどうしようもなく罪深いことがわかりません。」と同じような説教がされています。惰性というか習慣を破るのがためらわれるだけで日曜日にミサに出ている私にとってこの説教を聞いたとき「自分はひねくれ者か」と感じました。確かに、ミサに出る、神の前に招かれて出るということは自分の罪を悔い改め、神を 100% 受け入れることが前提かもしれません。しかし私たちは教えに従って生きる前に社会の一員として生きています。当然そこは他の人達との競争の上に成り立っている社会です。他の命を食らうことでしか生きられない私たちです。動物は自分の命を維持するだけの量しか食わず、一定の食物連鎖による統一のとれた生態系の維持して生活しています。しかし人間はそうした自然界の法則を忘れ天上天下唯我独尊でわが世の春を謳歌しています。競争社会で生き残るために努力した結果、社会的な地位の上下関係また経済的な貧富の差が出てくるのは当然の結果で否定する必要はないと思います。社会の底辺に追いやられた人達にとってはそこからの脱出はかなり難しいことと言えます。自然界の法則として弱者が死んでいくこ



とは当然のことでしょうが、弱者に対する配慮は全ての動物に共通したものと言えます。ただ人間だけは知能の発達と同時にあらゆる欲望に対する抑制も解除されていっています。それを規制するために集団を維持するための決まりごとがつくられ倫理や宗教として体系化されています。一定の集団を維持するために礼服が着るのでなければ追放すると言うのもよく分かります。しかし礼服とは何を意味しているのでしょうか。ただ闇雲に一定方向に向かって進むことだけではないでしょう。

日本で働く外国人の問題に係ってきて感じるのは自分の非力さしかありませんし、自分の生活、家族の生活を破壊してまでこの問題に係ることはできません。そうした中においても関心を持ち続けて、沢山の人の力になれたとは思いますが。しかしそうした人たちの抱える「痛み」を私は感じることはできませんし、感じる必要もないといえます。ただ出来るのは出来る範囲で行動を起こすことだけです。「あなたがたは、わたしが空腹のときに食べさせ、かわいていたときに飲ませ、旅人であったときに宿を貸し、裸であったときに着せ、病気のときに見舞い、獄にいたときに尋ねてくれた」(マタイ 25:35~36)。いつ私たちがそれをしましたか、との問いに、「わたしの兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわち、わたしにしたのである。」(マタイ 25:40)との答えがあります。こうした人達に私たちが何らかの行為をしたとしてもその人たちの痛みを感じることはできませんし、そうした痛みを感じるようにとの話ではないといえます。もし「痛みを感じて行へ」との教えとして行動を起こせば上から目線の施しでしかないこととなります。ここの話しは無意識のうちに自然の行為として行えることを指しているといえます。これまで外国人との関係が持てたのは、法律的な不当を受けていることへの是正であり、法律の狭間に落ち込んでいることへの不満を感じたからです。言い換えれば自分の感じた不愉快さを解消させただけの話しに過ぎません。痛みを感じたからでは当然ありません。ただ一つだけ自分なりに痛みを感じることがあります。それは自分が何もしていない、出来ない事への痛みです。関係を持った人達は極わずかです。それ以外に助けが必要な人達は無数にいます。私の目の前にいて話しをした人も少なくありませんし、何処に行けばそうした人たちがいるかも分かっています。しかしそうしたことへの行動はなかなか起こすことができません。相手が求めてきた時だけしか支援をしないと決めていることもあります。そう決めているのは支援することで相手に迷惑がかかることもあるためです。相手は支援を求めたい気持ちがありながらそれができないからです。そうした人達以上に支援先が見つからない人達の方がはるかに多いはずで、そうした人達との関係づくりが出来ないもどかしさに対しては痛みを感じてしまいます。自分に対する嫌悪感といってもいいかもしれません。そうした痛みを感じているため素直な気持ちで礼服を着て王の前に出る事がためらわれ「ひねくれ者」と呼ばれてもただ沈黙してうなだれる以外に取る術がありません。確かにそうした思いは忘れて素直になる必要があるのかもしれませんが、ここで王が言っている真意は、「そんなことが出来たと言って礼服を着てくることが出来る奴などいない。」ということであり、「礼服を着なかつた者は、神の救いをキリストなしに得ようとした人です。」と理解することには納得がいきません。

教会にはきれいな言葉が日常的に話され、文書に書かれて氾濫しています。そのためか「貧しい人のための世界祈願日」教皇メッセージ(年間第 33 主日 2017 年 11 月 19 日)の冒頭に「子たちよ、ことばや口先だけではなく、行いをもって誠実に愛し合おう」(一ヨハネ 3・18)とあり、少し後に「空虚なことば」と「具体的な行い」を対比させることの必要性が述べられています。

この文章から幾つか言葉を拾ってみます。

カトリック中央協議会 HP <https://www.cbcj.catholic.jp/2017/11/17/14909/>

「貧しい人のことを、単なる週一回のボランティア活動や、良心を慰めるためのその場限りの善行の対象としてだけ考えてはなりません。たとえそれらの体験が多くの兄弟姉妹のニーズや、多くの場合その原因となっている不正義に対する認識を高めるために役立つ有意義なものであったとしても、それは貧しい人と真に「出会い」、「分かち合い」を生き方とするようわたしたちを

導くものでなければなりません。」

「貧しさとは、自分自身が限界と罪をもった被造物であることを受け入れ、自分が不滅であるかのような錯覚を起こさせる、全能への欲望に打ち勝つことのできる謙虚な心をもつことを意味します。」

「貧しさは、金銭やキャリア、贅沢が人生の目的や幸せの条件であると考えない内的姿勢です。」

「貧しさとは、物的財を適切に使っているかどうか、さらには寛大で無欲な気持ちで人間関係を築いているかどうかを推し量る尺度であること」

「ご存じのように、現代社会の中で貧しさをはっきりと定義づけるのは非常に困難です。それでも貧しさは、苦しみ、疎外、抑圧、暴力、拷問、監禁、戦争、自由と尊厳の剥奪、無関心、無学と非識字、衛生面での緊急事態、雇用不足、人身売買、奴隷制、亡命、貧困、強制移住によってゆがんだ無数の人々の表情を通して、日々の生活の中でわたしたちに問いかけています。貧しさは、薄汚い利益のために搾取され、権力と金銭が支配する邪悪な論理によって踏みにじられた男女や子どもたちの顔をしています。社会における不正義、道徳的退廃、少数の人々の強欲、一般化する無関心によって引き起こされる貧しさを目前にして作成されるリストは、なんと無情で果てしなく長いことでしょう。」

「この祈願日は、使い捨てと浪費の文化を否定し、出会いの文化を受け入れるようキリスト者を励ますことを第一の目的としていますが、それと同時に、兄弟愛の具体的な表れであるあらゆる連帯活動を通して、貧しい人と分かち合うよう、宗教の別にかかわらずすべての人を招いています。」

「必要最低限のものだけをもって、神の摂理に身をゆだねて生きることがいかに大切であるか」

冒頭の「貧しい人のことを、単なる週一回のボランティア活動や、良心を慰めるためのその場限りの善行の対象としてだけ考えてはなりません。」を生活の中でこうしたことを日常的にまた恒常的に意識し、守っていくことは難しいことだと言えます。「赤肉団上に一無位の真人あり、常に汝ら諸人の面門より出入す、未だ証拠せざる者は看よ看よ」の通り、神や仏は私たちの中にあり、私たち自身だと言うことを日々気づく様に心がけて生きる必要があるのに情けない生き方をしていることに気がついていながら是正できない情けなさは何なのでしょう???

**赤肉団上有一無位真人。常從汝等諸人面門出入。未證據者看看。**

赤肉団上に一無位の真人あり、常に汝ら諸人の面門より出入す（『臨濟録』上堂）  
臨濟禅師が弟子たちに向かって、「われわれのこの身体の中に、一人の形の限定できない真実の“人(にん)がいる。“彼”は、朝から晩まで五官を通して出たり入ったりしている。そいつをまだ見たことがない者は、見よ、見よ」と言われた。これこそ禅者が求めるべき、「真実の自己」なのだ。（臨濟禅・黄檗禅 公式サイト 臨黄ネット

[http://rinnou.net/cont\\_04/zengo/130201.html](http://rinnou.net/cont_04/zengo/130201.html)

Drifting too far - 43 入院生活から - 6

治療も終わり、いい気になって毎日出かけてはパソコンに向かって作業をしていますが、週末になるとかなりの疲れを感じ週半ばに休みを入れなければと思いながらもなかなかジッとしていくことができない性分からそれもできません。思い出したように土曜日自宅でジッとしていたことがごくたまにあるだけです。朝起きるときは一苦勞でどうやって立ち上がるか考える時間が要りますし、布団を押入れに仕舞うのも一苦勞です。床に座り込んだ時も同じで元気な時のように

意識もせず立ち上がることはできません。椅子に座っていても数メートルはかかとに痛みを感じ足の違和感があり変な歩き方になっています。また最近は副作用が強くなったわけではないと思いますが、歩く時のふらつきや物を食べたときの口のしびれが以前より強く感じられ美味しさが今一つ感じられないのにポジョレヌーボー解禁の日に小さい瓶を1本買いました。良い香りは感じながらも今一つ本来の味を感じられなかったのが残念です。何もせず家で転がって本を読んだりテレビを見るのがいいのかもしれない。ただ一つ気がついたのが、尾骶骨が小さくなったことです。実際は小さくなったのではなく少しお尻の肉がついただけの話なのですがこの結果上向きで寝てもこれまで感じていた尾骶骨の痛さが無くなったのは朗報といえます。体重自体は増えていないのですが・・・。

前回に引き続き闘病中に感じたことを書きます。

### 【絶食に伴う嘔吐感】

入院した時からかなり状況が悪く、肺の内視鏡検査などいやらしい検査もあり、食事がとれない状況で急に吐き気が来るようになりトイレに駆け込んでも吐くものもないので空嘔吐ばかりです。PETの撮影に行った時もそうでした。ここで腹が立つのが、最悪の状況の中、PETは他の病院での受診となるので明日朝退院して午後受診し明後日9時から10時の間に入院するように指示がありました。同時にたった1日のため自宅に据え置き用と携帯用の酸素ボンベが届きました。そうこうしているうちに調べてみると絶食すると嘔吐があるとわかりました。戻すものが無い空嘔吐なので慌てることもなく気楽な気持ちになり、いつの間にか消えてしまいました。また長い間酸素マスクを着けていたので口の中がカラカラになり、舌は乾燥して干からびた状態になっていたのが一番苦しかった時期でした。その間に、多臓器不全ですべてのデータはナースセンターに送られる24時間監視体制におかれ、数回人工透析をしていた最悪の時期は何がされるのかの方に心が向いていて、子供たちの気持ちとは逆に私にとっては知的好奇心をくすぐられる楽しい時期でした。

### 【処置・治療】

近所のお医者さんを土曜日に受診すると酸素の摂取率が86%と極端に低く、LDHも4ケタ台で間質性肺炎の疑いがあるとのことでその場で日赤の呼吸器科に水曜日に予約を入れてもらいました。帰宅後しばらくして緊急を要するかもしれないので月曜日の朝一番に変更したとの電話がかかってきました。日赤ではCTやレントゲンの検査がありました。結果は後日ということで仕事場にいき、帰宅途中自宅近所のマーケットで買い物中「すぐ入院するように。」との電話がありキツネにつままれた思いで入院し、翌日から様々な検査が始まりました。一番最初の大きな検査が肺内視鏡検査でした。鼻から内視鏡を入れるのかと想像していたら椅子に座った状態で胃カメラを口から飲む要領で太い管を押し込まれて検査がされました。胃カメラは飲んだことがないのですが、経験者の話しかからするとこれよりは楽なようです。先生方は色々話しながら楽しそうに??されていました。

この検査等が済んだ段階で肺に問題があるが間質性肺炎ではなく悪性リンパ腫と診断され、1日だけ退院しPETの検診に行き、翌日は血液内科の外来で胸骨からの骨髓穿刺を済ませて入院となりました。話によると一番痛い検査とのことでしたが痛みは感じませんでした。先生から声を掛けたら息を止めると言われたのが3度ともぴったり合ったためかもしれません。この検査は検査室にベッドが3つあり、3人が順次行われ私が一番最後で二人の様子を見た後でしたので容量が分かったのかもしれません。

血液検査は毎日のように行われ、血管も太くてよく見えていたのですが毎日のように針を刺していると血管が怖気をなしたのかいつの間にか細く見えなくなってしまい今ではどこから採決するか点滴するか、場所探しが大変です。また針を刺す痛みはチクッとするだけで気にならないのですが針を入れるときの痛みを感じるときが時々あるので看護師さんの技術の問題かと思いつつ注意していると血管の固くなったところに針を刺すと痛く、それ以外のところは痛みが少ない

ことがわかりました。最初の入院中には刺すところが見つからず手の甲から採血することもたびたびありましたあまり気分のいいものではありませんでした。

当初は食事ができないため鎖骨の上に管を設置する中心静脈栄養法が取られました。レセプトの点検を通じて言葉だけはよく知っていましたが経験してこんなものかと実感し、機械で正確に点滴をする精密持続点滴や点滴を毎日また日に数回行うための留置針や導尿や尿量の記録など頭の中にある言葉を照合しながら看護師さんに確かめながら病院生活を楽しむことができました。

### 【病室】

病室は最初の1週間は4人部屋に入りましたが診断が確定すると一人部屋に移り5月の半ばまでの2か月間入っていました。これは治療上必要なためで差額ベッド料の発生はありません。血液内科の性質上こうした個室は沢山ありますし、無菌室も別にたくさんあり、両方併せると4人部屋の方が少ないようです。一人部屋にいるのは精神的にも肉体的にも楽なのでゆったりとした入院生活を送ることができたのでよかったです。無菌室も1人部屋ですが制限が多く、当然病室を出ることはできないし、面会できるのも家族の内登録した3人だけに限られるなど不便なところがあります。面会者は備え付けの帽子とスリッパそして割烹着のようなものを着ける必要があります。私自身は抗がん剤の副作用で白血球が減っているだけの話なので元気いっぱいなのですが、本や新聞は持ち込み禁止なので暇を持て余します。そのため冷蔵庫とテレビは無料で深夜放送も見れる状況という不健康なところもあります。我が家ではテレビはつけていても見ることがないのが普通でしたが、無菌室ではテレビをつけると消すことができなくなりつい見入ってしまいました。パソコンは使えるので依頼されていた原稿50枚を書くのにいい時間をもらったのかもしれませんがインターネットの環境がなく調べ物ができなかったのは厳しかったです。もしWi-Fiを買ってインターネットが使える環境だったらヤフーのオークションやその他の遊びに使って原稿作成どころではなかったかもしれません。

ちなみに無菌室での食べ物の制限は、果物等生ものはダメ、温泉卵も納豆もダメ、海苔もダメ、当然おかきにノリが巻いてあればダメ、ペットボトルの使用限度時間は24時間、アイスクリームはハーゲンダーツのバニラ以外は禁止。これだけは無菌状態が確認されているとのことでした。感染予防のための無菌室ですから当然のかもしれませんが。寝間着は毎日新しいものが支給され、身体吹きタオルと足湯も毎日できます。

4人部屋では症状の軽い人重篤な人さまざまであり先生や看護師さんとの話を聞いていると参考になる情報もいろいろありました。当然患者さんのマナーの良し悪しも色々で中には、テレビで野球を見ながら電話で友人と大きな声で評論合戦をしている人もいたり面白い観察ができました。当然自分のことは分からないから人のことは言えないのですが……。

### 実習生の写真から



京都



広島 三滝観音内 空点庵

## 本の紹介

**法然** イエスの面影をしのばせる人(著作選集第8巻) 井上洋治著 日本基督教団出版局 2,700円  
**日本仏教を変えた 法然の先鋭性: 親鸞にとっての「真宗」** 根津 茂 著 法蔵館 1,300円

井上神父さまはフランス留学の船が遠藤周作と同じでお互いが日本人の心情に合ったキリスト教を求め、遠藤周作の作品の中に出てくる神父のモデルが井上神父さまとされています。キリスト教側から仏教に関心を持ち研究する人は少なくありません。特に坐禅を通じてアプローチされる人は沢山おられます。その嚆矢となったのが熾町教会を再建した愛宮ラサール神父様でした。愛宮ラサール神父様の禅に関する著書の翻訳書でもあるプロテスタント新約学者佐藤研は「禅キリスト教の誕生」を著すなど積極的に取り組まれています。私自身も禅の考え方はを知ることはキリスト教の信仰にも大いに役立つと考えていますが、井上神父様は学生時代から法然の思想に傾倒しておられました。副題にあるように福音書の書かれているイエスの言葉との類似性を対比させながら進められています。南無阿弥陀仏と唱える。また十字を切っとうなだれるだけ、それ以上のことは私たちにはできないのかもしれない。

法然もイエスも拠点となる施設を造らなかった。また両者とも既成の教団を否定したのではなく、これまでの教えを徹底的に読み直し、人間全て平等であり、高貴卑賤、富者貧者問わず同じように救われることに徹底的にこだわった人物として捉えることができます。そうすると当時の世界では非常にラジカルな危険人物として敵視され、『法然の教えでは、人間は平等であり、ともに凡夫であり愚者である。聖道門仏教では、僧侶は戒律を守る聖者であり、天皇や貴族は仏教の外護者であり、特別な地位が宗教の名のもとに保障される。こうした秩序を否定する法然の思想は、律令制のうえからも、荘園制のもとにおいても、既成の仏教からも許しがたい思想なのである。』(根津著 P231)とされ言うようにイエスともども迫害の対象として殉じたといえます

### 言葉

#### 随處に主となる (随處主作)

自分から進んで

どんな場所でもどんな時でも、いつでも主であれということ。片足を突っ込むのではなく、体の軸ごと移動して、ものごとに全体重を投入する姿勢です。

禅語では対句でこの後に「立処皆真なり」と続きます。「随處で主であればこそ、その場所において真実が見えてくる、意味が分かってくる」というわけです。

「続ほっとする禅語70」P.51

監修：野田大燈 文：杉谷みどり 書：石飛博光 (株)二玄社

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成29年 12月 1日 発行